

**ショートステイかりんの郷・介護予防ショートステイかりんの郷
利用料金表**

令和6年9月1日改定

●基本料金 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ) 1日につき/単位:円

要介護度	介護保険	合 計		
	1日当り 単位数	介護保険 (1割負担)	介護保険 (2割負担)	介護保険 (3割負担)
要支援1	451	451	902	1,353
要支援2	561	561	1,122	1,683
要介護1	603	603	1,206	1,809
要介護2	672	672	1,344	2,016
要介護3	745	745	1,490	2,235
要介護4	815	815	1,630	2,445
要介護5	884	884	1,768	2,652

* 長期利用(31日以上)の場合は、介護保険の1日当たりの単位数が、下記となります。

【要介護1】 573 【要介護2】 642 【要介護3】 715

【要介護4】 785 【要介護5】 854

【要支援1】 介護保険の1日当たりの単位数の、75/100に相当する単位数を算定します。

【要支援2】 介護保険の1日当たりの単位数の、93/100に相当する単位数を算定します。

* 介護サービス費(負担割合証により1割～3割)と食費+居住費(保険対象外自己負担額)の合計が1日の利用料金となります。

* 食費 1,445円/1日(朝食 360円 昼食 600円 夕食 485円 おやつ代含む)

* 居住費 915円/1日

* 「負担限度額認定証」により、第1段階～第3段階の方は食費及び居住費が軽減されます。
対象となる方はお申し出下さい。

●別途加算

		介護保険(1割負担)	介護保険(2割負担)	介護保険(3割負担)
送迎加算	片道につき	184	368	552
個別機能訓練加算	1日につき	56	112	168
緊急短期入所受入加算	1日につき	90	180	270
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日につき	6	12	18
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき	200	400	600

* 送迎加算 184円/片道

送迎を利用された場合に加算されます。(実施地域以外は別途料金が必要)

* 個別機能訓練加算 56円/日

機能訓練計画を作成し、専従の機能訓練指導員が個別の機能訓練を実施する場合。

* 緊急短期入所受入加算 90円/日

利用者の状態や家族等の事情により、緊急の利用者を受入れた場合。

* サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6円/日

長期勤続職員が30%の場合に加算されます。

* 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200円/月

①訪問リハビリテーションもしくは通所リハビリテーションを実施している事業所やリハビリテーションを実施している医療施設の理学療法士等が施設を訪問し、施設職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成する場合

②機能訓練指導員、介護職員等その他職種の者が協働し、計画に基づいて機能訓練を実施した場合。

注)但し、個別機能訓練加算を算定している場合は、100円/月となります。

●介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

1月当たりの介護サービスの総単位数に、14.0%を乗じた単位数で算定します。

●その他費用

日用品(ティッシュペーパー等)

実費